

JA キャッシュカード規定

農業経営ローンをご利用の場合は、本文中「カードローン」とあるのを「農業経営ローン」と読みかえるものとします。

1. (カードの利用)

普通貯金等（総合口座取引の普通貯金を含む。以下同じ。）について発行した JA キャッシュカード、貯蓄貯金について発行したキャッシュカードおよびカードローンについて発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」という。）は、それぞれの当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限りです。

当組合および提携組合（信用農業協同組合連合会を含む。以下「提携組合」という。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「貯金機」という。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金等、または貯蓄貯金（以下これらを「貯金」という。）に預入れをする場合（以下これらの取引を単に「入金」という。）

当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（提携組合を含む。以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下これらの取引を単に「払戻し」という。）

当組合および県内提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用してカードローン貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

当組合および県内提携組合の窓口で入金する場合

その他当組合所定の取引をする場合

2. (貯金機による入金)

- (1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカード、または通帳（当組合および県内の提携組合に限りです。）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣に限りです。また、1 回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該貯金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「農協キャッシュサービス現金自動貯金機専用通帳」の発行の申込があったものとし、同通帳を発行しますので、「農協キャッシュサービスご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3. (支払機による払戻し)

- (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額および同条 3 項に規定する振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲以内の金額を含む。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (カードによる窓口での入金)

- (1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (2) カードによる窓口での入金の際の 1 回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。
- (3) カードによる窓口での入金をした場合には、「農協キャッシュサービスご利用明細票」を発行しますので、同ご利用明細票を「現金自動貯金機専用通帳」に綴り込んで保管してください。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 貯金機、支払機、振込機を使用して入金または払戻しをする場合には、当組合および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、入金および貯金払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。
- (3) 当組合および県内提携組合の振込機を使用して振込をする場合には、当組合および県内提携組合所定の振込手数料をいただきます。

振込手数料は、振込資金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族 1 名に限りです。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

ただし、代理人のカードでカードローンの取引はできません。

8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

カード取引に必要な機器、設備の停電、故障等の場合は、カードによる取引は一時行わないことがあります。

ただし、停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合は、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金することができます。

9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および県内提携組合の貯金機、支払機、振込機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支所および県内提携組合の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。

- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。

- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

14. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

15. (貯金機・支払機・振込機への誤入力等)

貯金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の貯金機・支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 貯金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通貯金規定または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

第17条に定める規定に違反した場合

貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合計画貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ならびに農協カードローン取引約定書、農協カードローン利用規定（ただし、当組合と農協カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。

以上